

ワシントン条約対象種の輸出入規制を執行する国内法

a. 実施体制と国内法の整備

ワシントン条約各締約国は、許可書、証明書を発給する「管理当局」と、管理当局に科学的見地から助言を行う「科学当局」を指定しなければならない。日本の場合、管理当局は輸出入について経済産業省、海からの持ち込みについては水産庁となっている。科学当局は、カリフォルニアラッコ、アシカ科、アザラシ科、クジラ目、海牛目、ウミガメ科、オサガメ科、魚上綱、軟体動物門については水産庁、草本類については農林水産省本省、木本類については林野庁、それ以外は環境省とされている。

日本におけるワシントン条約の執行は、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」）。具体的な手続は、外為法の施行細則である「輸入貿易管理令」や「輸入注意事項」などで定められている）および関税法に基づいて行われている。

b. 附属書 I 掲載種の輸入手続

商業目的での輸入が原則禁止されている附属書 I 掲載種も、非商業目的の輸入、あるいは商業目的だが条約適用前に取得されたものの輸入や、飼育繁殖されたものの輸入など、輸入が許される場合がある。この条約の定めに対応して、外為法上の輸入承認手続が適用されている。たとえば、非商業目的（学術研究目的）による輸入の場合、輸入者は管理当局である経済産業省から条約に基づく「輸入許可書」および外為法に基づく「輸入承認書」の発給を受けておき（「輸入許可書」の発給が「輸入承認書」発給の条件とされている）、税関における輸入申告（通関）に際して、輸出貨物とともに送られてきた輸出国の管理当局が発給した輸出許可書とともに税関に提出して輸入（通関）する。非商業目的の輸入承認にあたっては、経済産業省は、輸入が当該種の存続を脅かさないこと、生きている場合収容のための適切な設備が準備されていることについて、環境省などの科学当局に照会することになっている。これも条約上の義務に対応するものである。条約適用前に取得したもの、飼育繁殖したものの輸入の場合（商業目的）は科学当局への照会が行われない一方、輸出許可書の有効性について、経済産業省から輸出国管理当局およびワシントン条約事務局へ外交ルートで照会が行われる。

c. 附属書 II, III 掲載種の輸入手続

輸入者は、税関への輸入申告の際、貨物とともに送られてきた輸出国管理当局発行の輸出許可書を税関に提出して輸入（通関）する。ただし、原産国がその野生生物の輸出を禁止している場合と生きている動物の場合は、輸入者は経済産業省に事前確認の申請を行うこととされている。その場合、経済産業省は輸出許可書の有効性について輸出国管理当局およびワシントン条約事務局へ外交ルートで照会を行ったうえで事前確認書を輸入者に発給する。輸入者は税関の輸入審査時に、輸出許可書正本や事前確認書を税関に提出して輸入（通関）する。

d. 外為法・関税法違反の取締とその課題

このようにワシントン条約上の輸出入許可手続は外為法に基づき、経済産業省によって行われるが（書類審査）、貨物の実際の輸出入監視にあたっては税関が重要な役割を果たしている（提出書類は税関から経済産業省へ送付される）。税関はまた、外為法の執行とは別に、「関税法」を執行する。関税法は、貨物を輸入しようとする者は貨物の品名、数量、価格その他必要な事項（外為法上の輸入承認を得ていることも含む）を税関長に申告し、必要な検査を経て、許可を得なければならないとされている。ワシントン条約（上記の外為法上の手続）に違反しているため税関の許可が受けられない貨物の輸入は、税関によって差し止められることになる。この場合、輸入者は貨物の所有権を放棄するか、貨物の積み戻しあるいは再輸出を行うしかない。事案が悪質な場合は、税関長は輸入者に対し、「犯則事件」として罰金に相当する金額および没収すべきものを納付すべきことを通告する（「通告処分」）。さらに事案が懲役刑に相当する場合は、税関長はただちに検察官に対して刑事告発を行う。

このような税関による密輸の監視および取締は、日本のワシントン条約執行の根幹をなしている。しかし、そこにはいくつかの課題もある。

第一の課題は、水際における税関の対応能力である。税関はすべての貨物や手荷物を検査するわけではない（それは現実に不可能なことでもある）。また、日本の税関にはワシントン条約あるいは野生生物専門の取締官が配置されていない（後述の米国の場合と比較されたい）。条約附属書掲載種の識別のための実践的なマニュアル整備、職員の訓練などのいっそうの充実が必要である。

第二の課題は、輸入差し止め件数に対する犯則処分件数が決して多いといえないことである。違反物件の輸入を差し止め、その所有権を任意に放棄させるにとどまっているケースが非常に多い。個々の税関職員はともかく、税関の組織として、拳銃、薬物、コピー商品と比して、検査・取締における優先順位が低く置かれすぎているのではないかという懸念がある。いっそう積極的なワシントン条約関係の犯則事件調査を実施し、密輸が試みられた野生生物種を納付させることも含め、厳しく犯則処分を行うべきである。

第三の課題は、密輸情報を得た場合の適時的確な警察との連携である。2006年、大阪港で発生した大量の象牙密輸事件では、黒幕の外国人犯罪グループを特定するための証拠が隠滅され、逃亡を許している。税関と警察のより緊密な連携により、このような重大事件におけるとりこぼしはなんとしても防ぐべきである。

（坂元雅行）